

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	一般県道 豊田安城自転車道線					
事業箇所	豊田市 平和町					
事業のあらまし	<p>一般県道豊田安城自転車道線は、豊田安城サイクリングロード（豊田市荒井町の国道153号を起点、安城市藤井町の国道23号を終点とした全長36.3km）のうち、豊田市枝下緑道を利用した区間10.9kmを除いた延長25.4kmの自転車道である。</p> <p>当路線は、明治用水の水路沿いに整備され、沿線には緑地や公園、文化施設等があることから、多くの人に利用されている。しかし、当該区間には自転車道が整備されていないため、車道部分を利用しており、危険な状況である。</p> <p>こうした状況から、自転車を利用する人が安全及び快適に目的地へ到着できるように当地区を整備したものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①歩行者等の安全確保</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	3.0億円		■工事費 2.3億円、■用補費 0.3億円、■その他 0.4億円			
事業期間	採択年度	2008年度	着工年度	2008年度	完成年度	2018年度
事業内容	自転車歩行者道設置 L=0.34km					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道の設置により、自転車及び歩行者が自動車交通から分離された。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業により、自転車利用者の安全性及び快適性が向上した。 				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題もみられないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					